

## 第3版への序文

平成23年5月に本書の第2版が出版された後、年金保険法を改正する次のような法律が制定された。第1は、3年間の時限措置により、過去10年間の保険料を後納することを認める年金確保支援法である。第2は、老齢年金の受給資格期間を25年から10年に短縮し、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に恒久化し、短時間労働者への厚生年金の適用を拡大する年金機能強化法である。第3は、被用者年金制度を一元化する被用者年金一元化法である。第4は、物価スライド特例水準(2.5%)を3年かけて解消する平成24・25年度基礎年金国庫負担2分の1法である。第5は、低所得の基礎年金受給者に老齢(障害・遺族)年金生活者支援給付金を支給する年金生活者支援給付金支給法である。

この第3版は、これらの改正法の内容や新しい判例・通知の内容を盛り込み、重複記述の整理を行うとともに、年金額等を平成24年度のものに改めた。ただし、年金機能強化法による改正規定は2~3年後にしか施行されないので、制度の記述は第2版のものをほぼそのまま残し、同法による改正内容は、**改正**と表記した後、活字を小さくして記述した。被用者年金一元化法は、本書が主な対象としている国民年金法及び厚生年金保険法については、実質的にはあまり改正しない。また、その施行も平成27年10月とまだ先であるので、今回の第3版にはその改正内容を盛り込まなかった。同法が施行される前後に、その内容を反映した改訂を行いたいと考えている。

この第3版が、初版や第2版にもまして、年金に关心のある方々にとって有用な書となることを願っている。

平成25年3月

堀 勝 洋